

令和6年度 第1回 宗像市国土利用計画等審議会

令和6年7月10日（水）

都市再生部 都市計画課 都市計画係

目次

今回審議会での審議事項

1. 各計画の基本説明
2. 計画改定の趣旨
3. 両計画の構成
4. 両計画の策定スケジュール

1. 各計画の基本説明

【都市計画とは】

都市計画法における位置づけ

『都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画』

ひとことで言うと・・・より良いまちをつくるための計画

- ☞ 多くの方が気持ちよく暮らすためには、土地の使い方や建物の建て方に**一定のルール**が必要
- ☞ 道路や公園など**生活に必要な施設を整備**することが必要
- ☞ 川や森などの**自然を残していく**ことが必要

これら必要な事項の方針を定め、実現していくことが都市計画

【計画】

多くの方が気持ちよく生活できるまちをつくり維持していくためには、将来どのようなまちにしていくのか**目標・施策を明確にすることが必要**

国土利用計画 ▶ 都市計画マスタープラン ▶ 地区計画等

【規制・誘導】

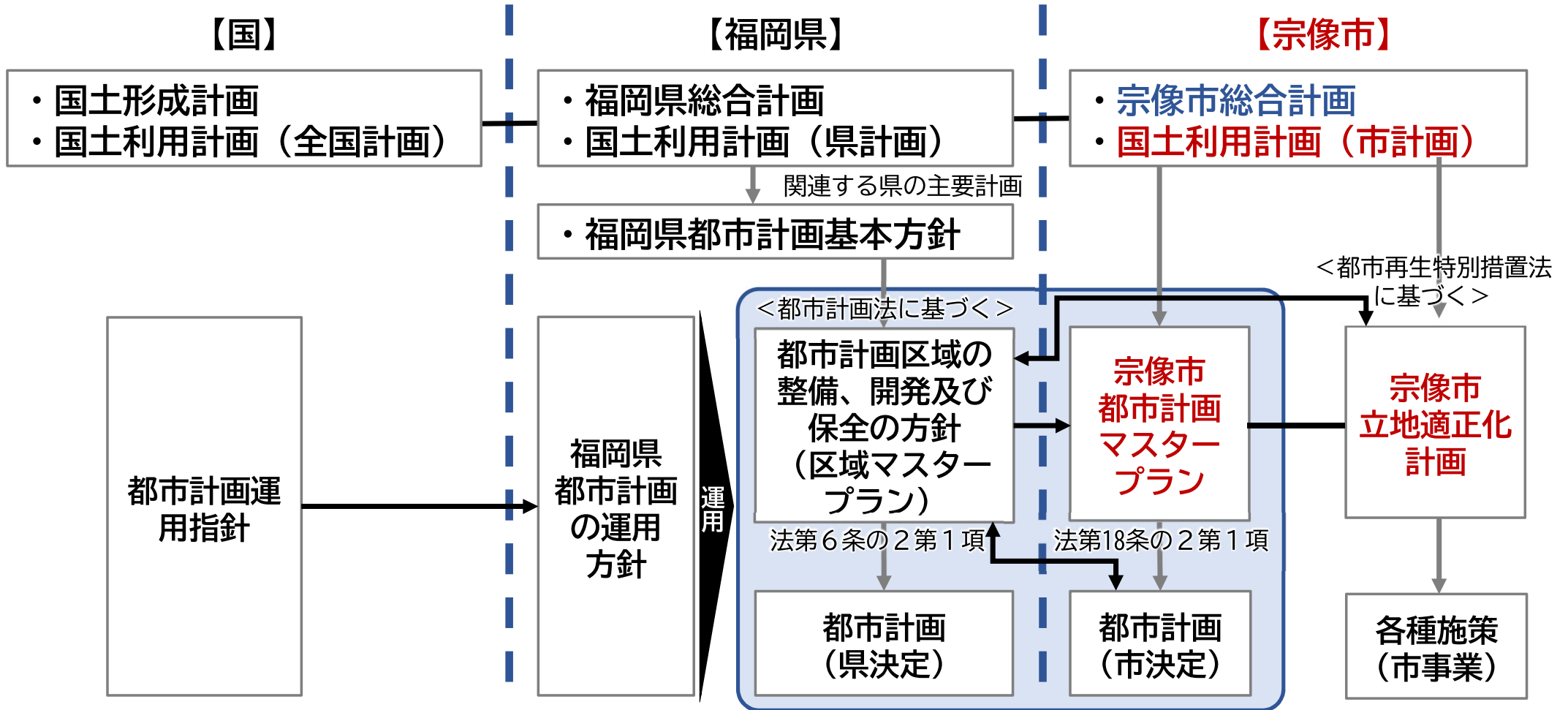
計画に掲げられた目標を実現するためには、土地の使い方や建物の建て方に一定のルールを定め、規制と誘導によって望ましいまちの姿を実現する

都市計画区域内において市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域として線引きし、地域特性に応じたまちづくりを進める

市街化区域において用途地域を設定し、規制によりゆとりある住環境の保全を図るとともに、駅周辺等は多様な都市機能の立地を誘導

1. 各計画の基本説明

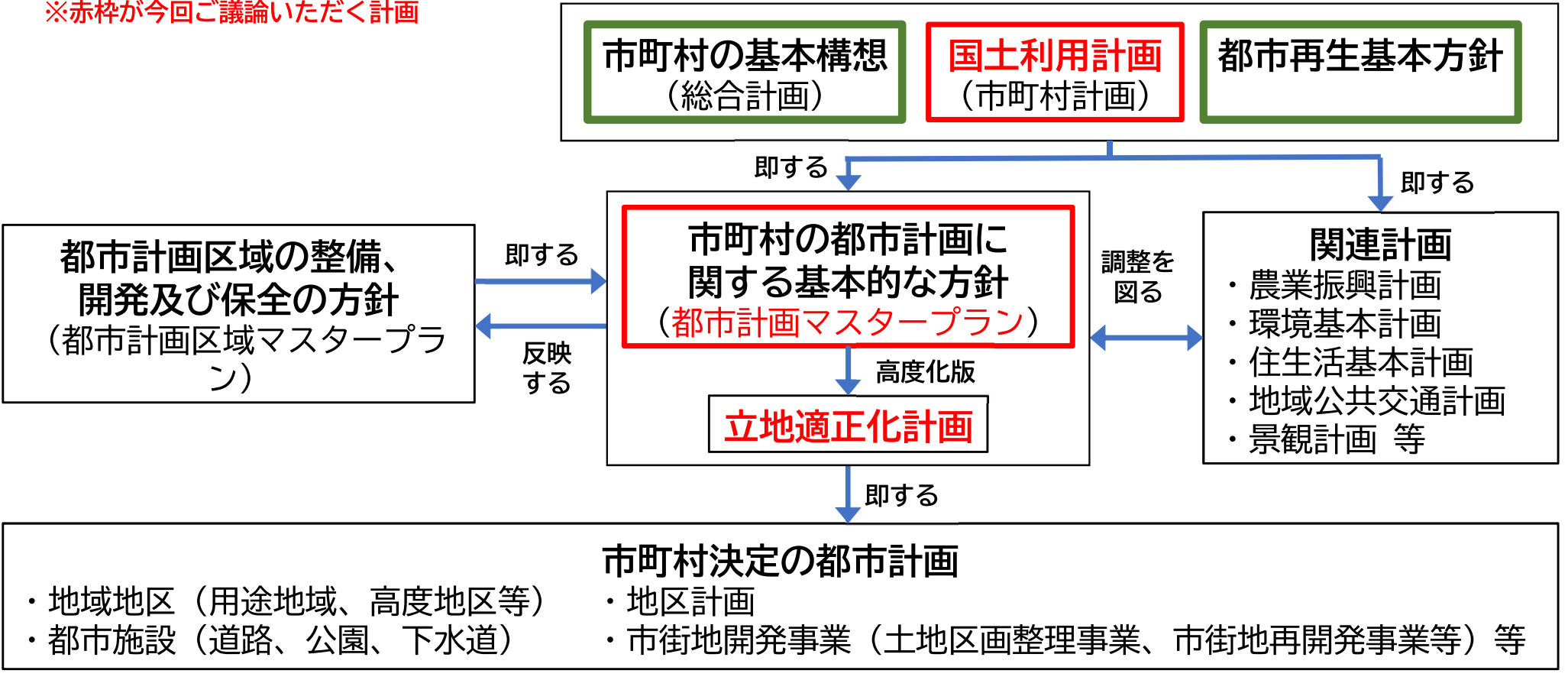
計画の位置づけ



1. 各計画の基本説明

<都市計画マスタープランの体系>

※赤枠が今回ご議論いただく計画



1. 各計画の基本説明

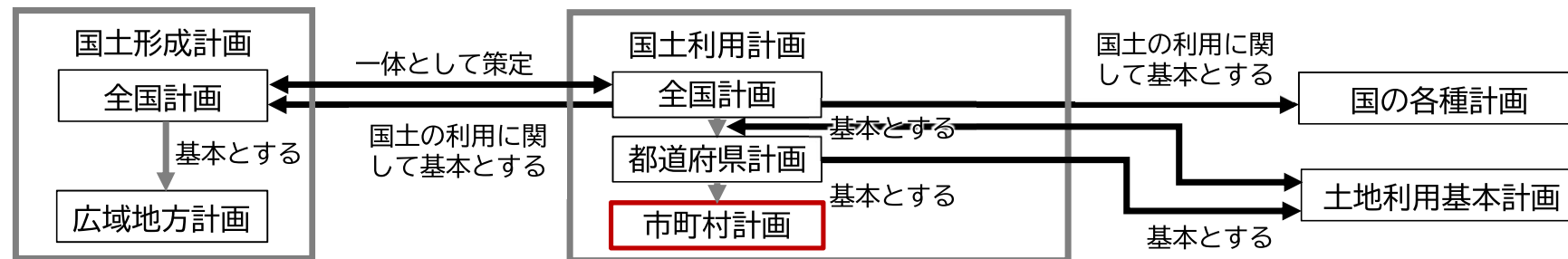
国土利用計画

- 国土利用計画とは、**長期的視点に立って国土利用の目指すべき方向性を示す**将来構想（ビジョン）であり、国土の利用に関して他の諸計画の基本となるもの。
- なお、本市で作成する市町村計画は、全国計画や都道府県計画を基本に、市町村の区域について定める**総合的かつ計画的な土地利用の計画**。

国土利用計画に定める内容

- ①：国土（市土）の利用に関する基本構想
- ②：国土（市土）の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③：②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

計画の位置づけ



1. 各計画の基本説明

都市計画マスタープラン

- 都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、**長期的視点に立った都市の将来像を明確**にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもの。
- 市町村が定める「基本構想（総合計画）」、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものとするとともに、市町村が定める**国土利用計画にも即したもの**とすることが望ましい。

都市計画マスタープランに定める内容

法的に規定はないが、一般的には次の項目を含む

- ①当該市町村の **まちづくりの理念** や **都市計画の目標**
- ②**全体構想** （目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等
- ③**地域別構想** （あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策

2. 計画改定の趣旨

国土利用計画

おおむね10年後を見据えた計画

☞ 第一次計画：平成19年(2007年) 策定



☞ 第二次計画：平成27年(2015年)策定
⇒ 目標年次：令和7年(2025年)

都市計画マスタープラン

おおむね20年後を見据えた上で、
10年間で実施すべき事項を定める計画

☞ 第一次計画：平成19年(2007年) 策定



☞ 第二次計画：平成27年(2015年)策定
⇒ 目標年次：令和7年(2025年)



両計画が目標年次を迎えることや、
上位関連計画の改定及び社会情勢の変化等を踏まえ改定

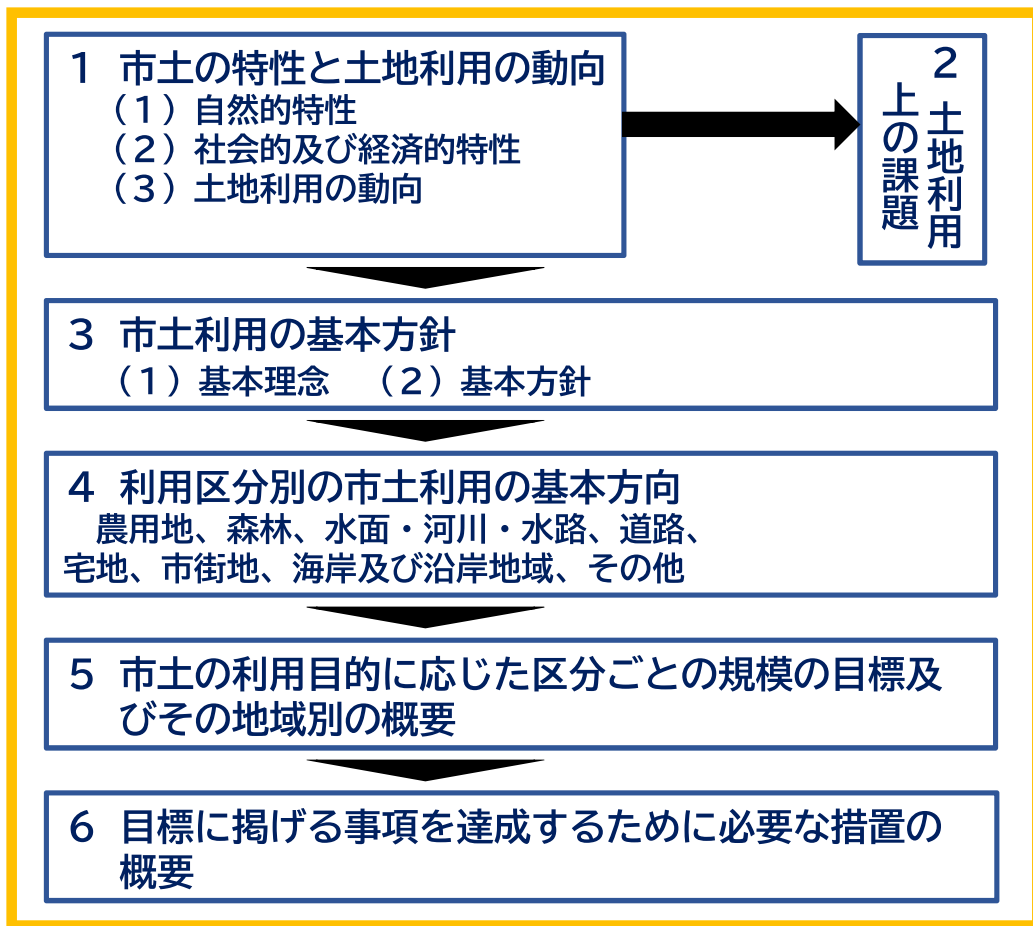
2. 計画改定の趣旨

計画	R 6年	R 7年	R 8年	R 9年	R 10年	R 11年	R 12年	R 13年	R 14年	R 15年	R 16年	R 17年	R 18年～	
市総合計画	★見直し	→											★目標年次	→
都市再生基本方針		→												→
国土利用計画		社会情勢の変化、上位計画の改定等に伴い、適宜見直し												→
都市計画 マスタープラン		社会情勢の変化、上位計画の改定等に伴い、適宜見直し												→
立地適正化計画		評価 社会情勢の変化、上位計画の改定に伴い、適宜見直し												→
景観計画・プラン		社会情勢の変化、上位計画の改定等に伴い、適宜見直し												→
			上位計画											

3. 両計画の構成

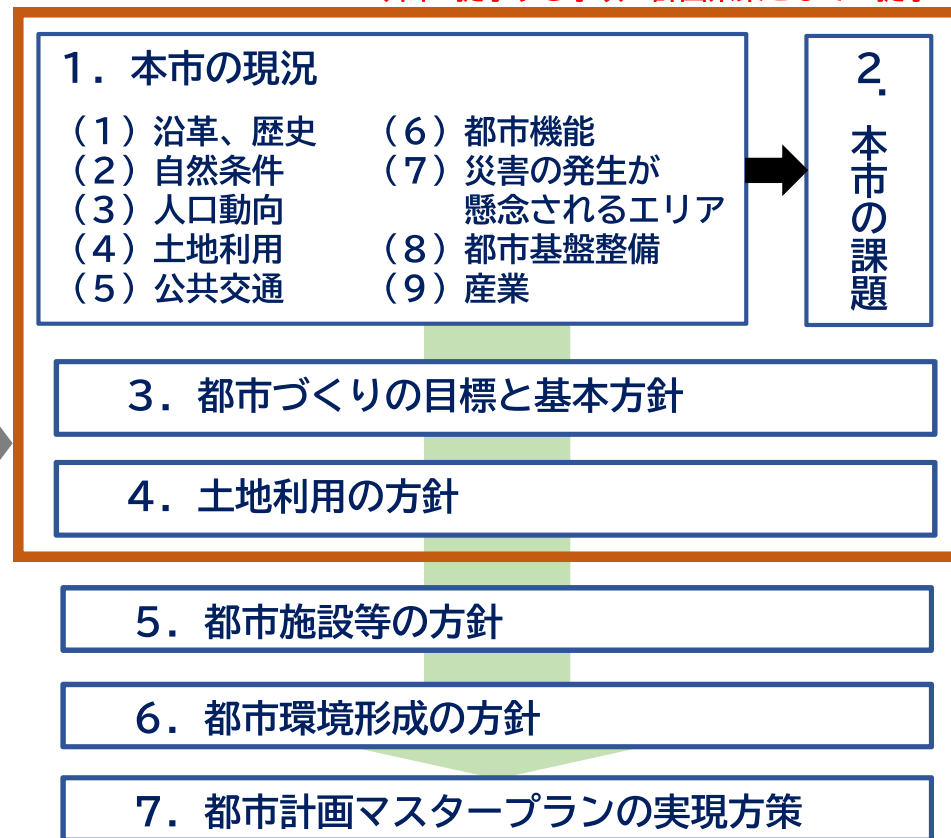
国土利用計画

今回ご提示する事項：計画素案としてご提示



都市計画マスタープラン

今回ご提示する事項：計画素案としてご提示



整合

4. 両計画の策定スケジュール

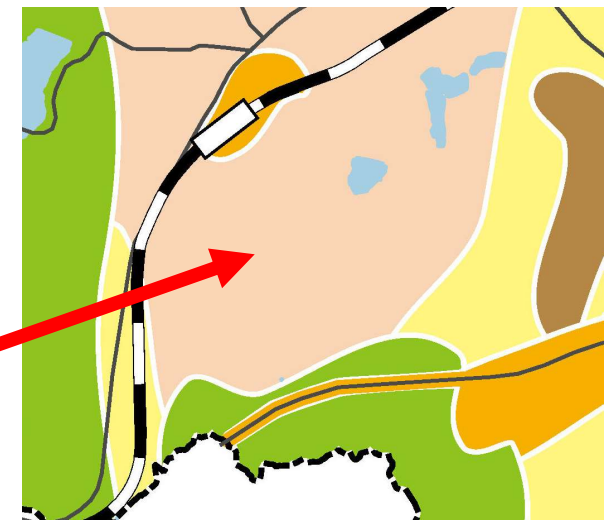
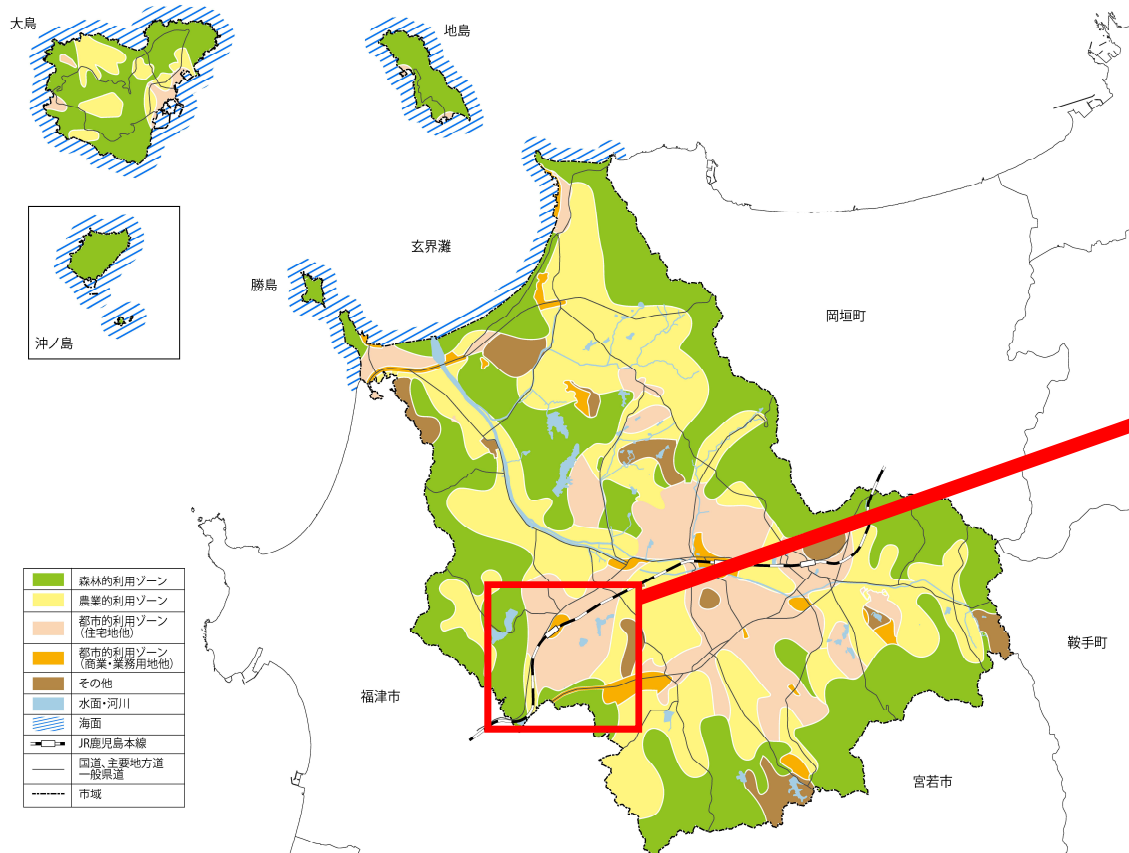
	令和5年度	令和6年度										
		4月～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国土利用計画	現況・課題整理 土地利用分析・目標値の設定	計画素案の作成	計画案のとりまとめ ※県協議等を踏まえ適宜修正			計画案の作成	パブリックコメント・ 住民説明会		計画案の確定			計画の策定・公表
都市計画マスタープラン	現況・課題整理 将来目標・都市構造の修正	土地利用方針の 検討	計画素案の作成	計画案の とりまとめ		計画案の作成	パブリックコメント・ 住民説明会		計画案の確定			計画の策定・公表
各種会議	<p>● 1/31</p> <p>● 3/29</p> <p>国土利用計画： 土地利用上の課題等 都市マス： 本市の現況と課題</p> <p>国土利用計画： 基本方針、目標、地域別の概要等 都市マス： 計画改定の視点・将来都市構造</p>		<p>● 7/5</p> <p>本日 国土利用計画：素案の提示 都市マス：土地利用方針など</p> <p>▲ 7/10</p>	●		●			●	●		▲

● 庁内検討委員会 ▲ 宗像市国土利用計画等審議会 ★ 宗像市都市計画審議会

※開催時期はあくまで予定であるため、策定状況等により変更になる場合があります

【参考】 即して、具体的になることのイメージ

国土利用計画

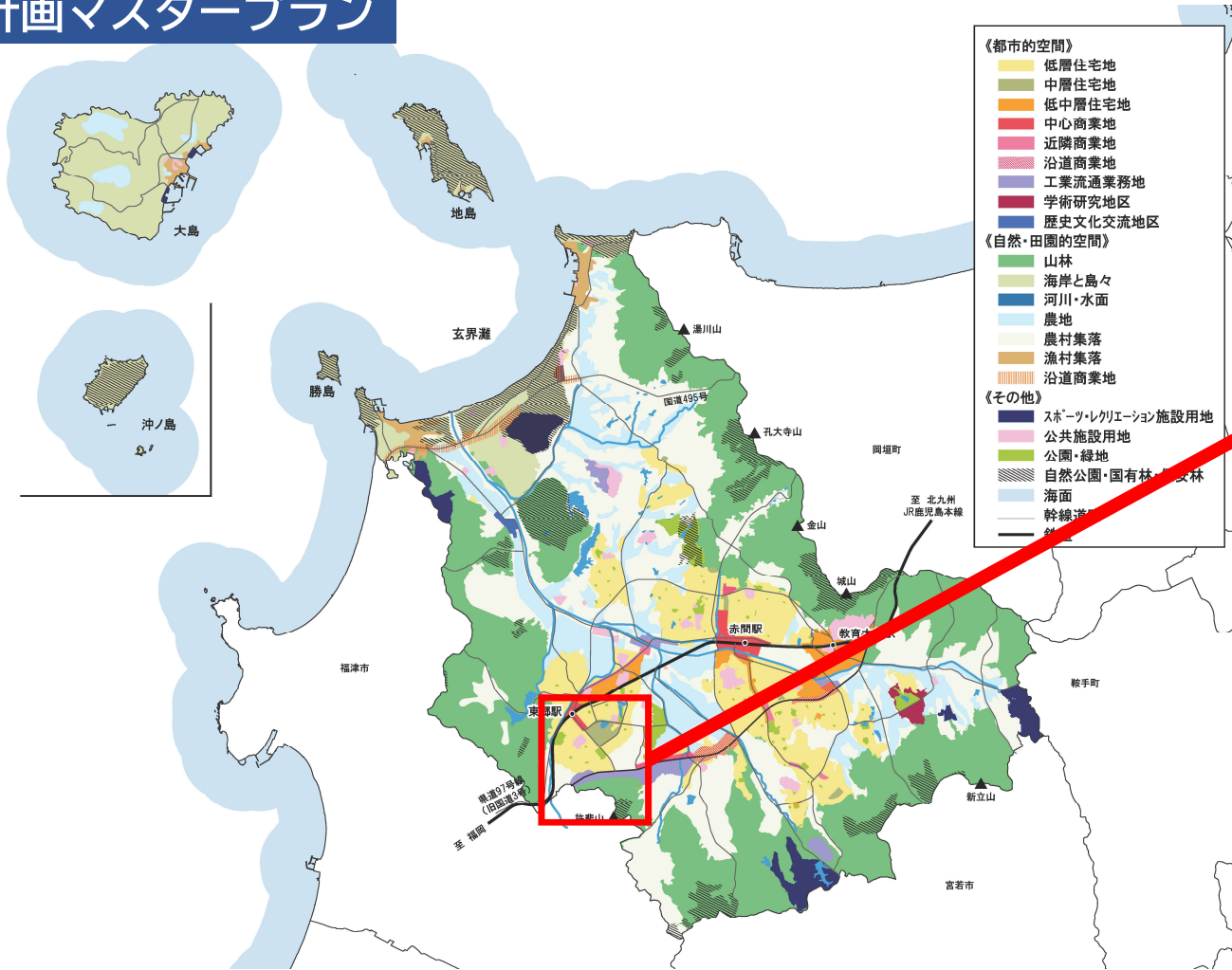


都市の利用ゾーン
(住宅地他)

21ページ
参考2 土地利用構想図

【参考】 即して、具体的になることのイメージ

都市計画マスタープラン

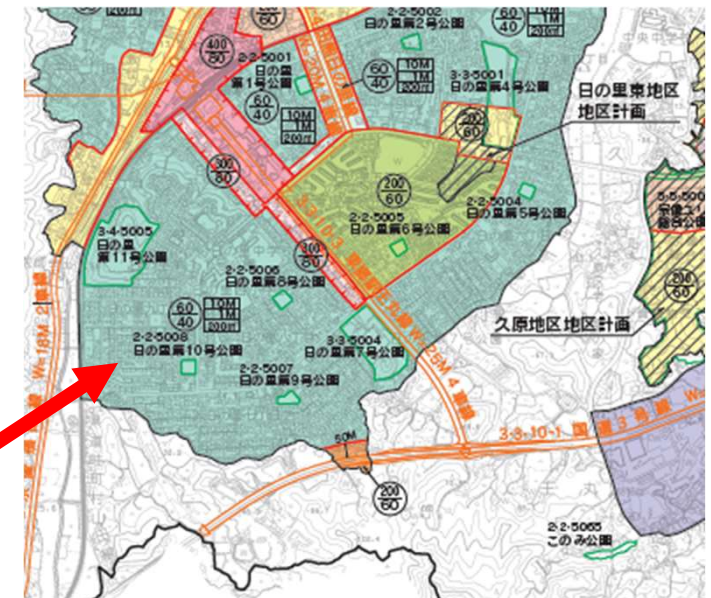
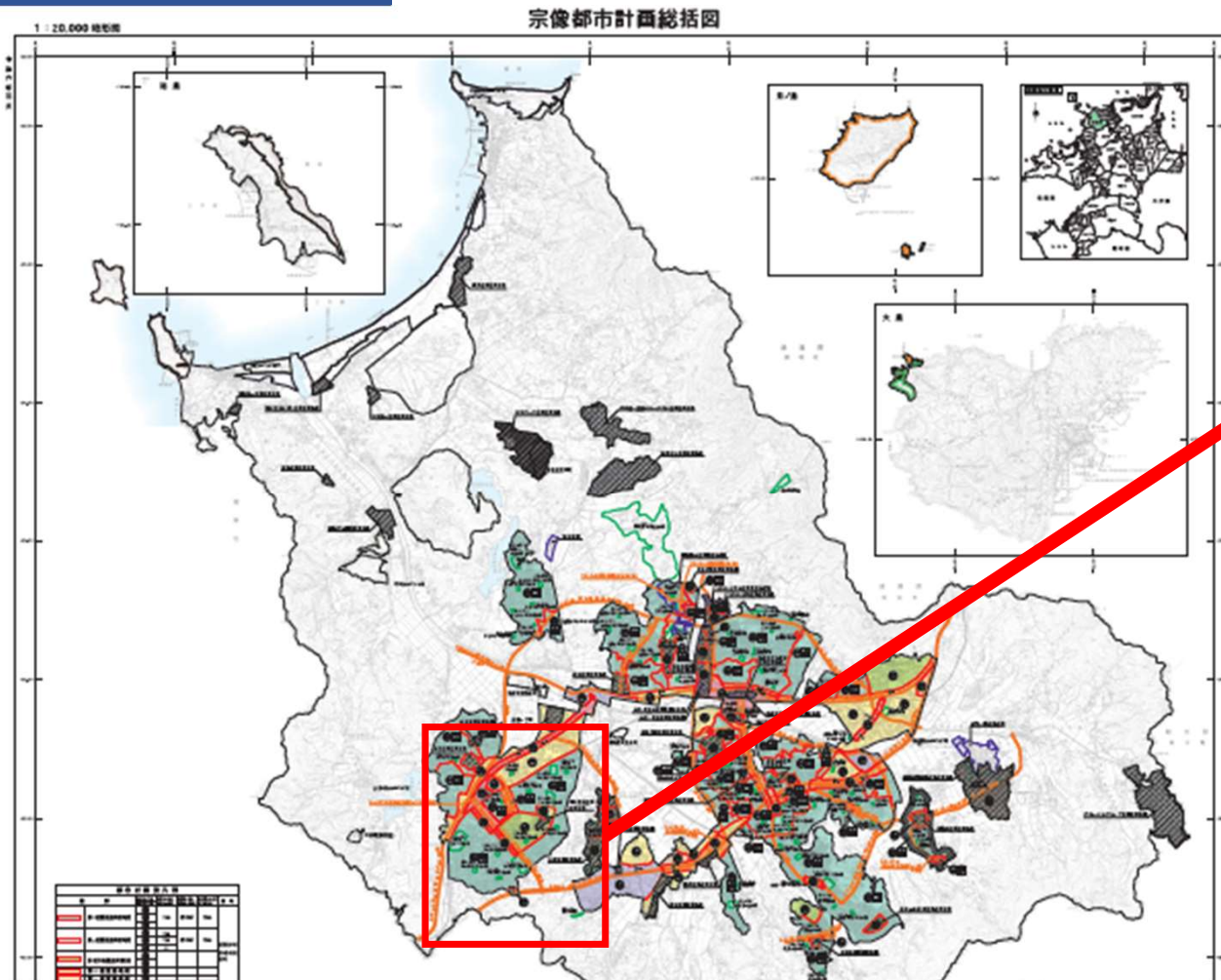


低層住宅地
中層住宅地
中心商業地(都市型住宅)
公園・緑地

29ページ 第3章 土地利用方針

【参考】 即して、具体的になることのイメージ

都市計画の概要図



第1種低層住宅専用地域
第1種中高層住宅専用地域
商業地域
近隣商業地域

今回審議していただくポイント



国土利用計画

<素案を提示します>

- ・ 国土全体の『①土地利用に関する**長期的な目標や方針**』を定める計画です。これらは、土地利用構想図（案）、必要な措置の概要に現れます。

【ポイント】

- ・ お示した**目標や方針、施策**は適正でしょうか？
- ・ 素案全体を通してご意見はありますか？

都市計画マスタープラン

<中間とりまとめを提示します>

長期的視点に立った**都市の将来像**を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするものです。

【ポイント】

- ・ ①都市づくりの**目標と基本方針**についてのご意見はありますか？

相互に連携します。